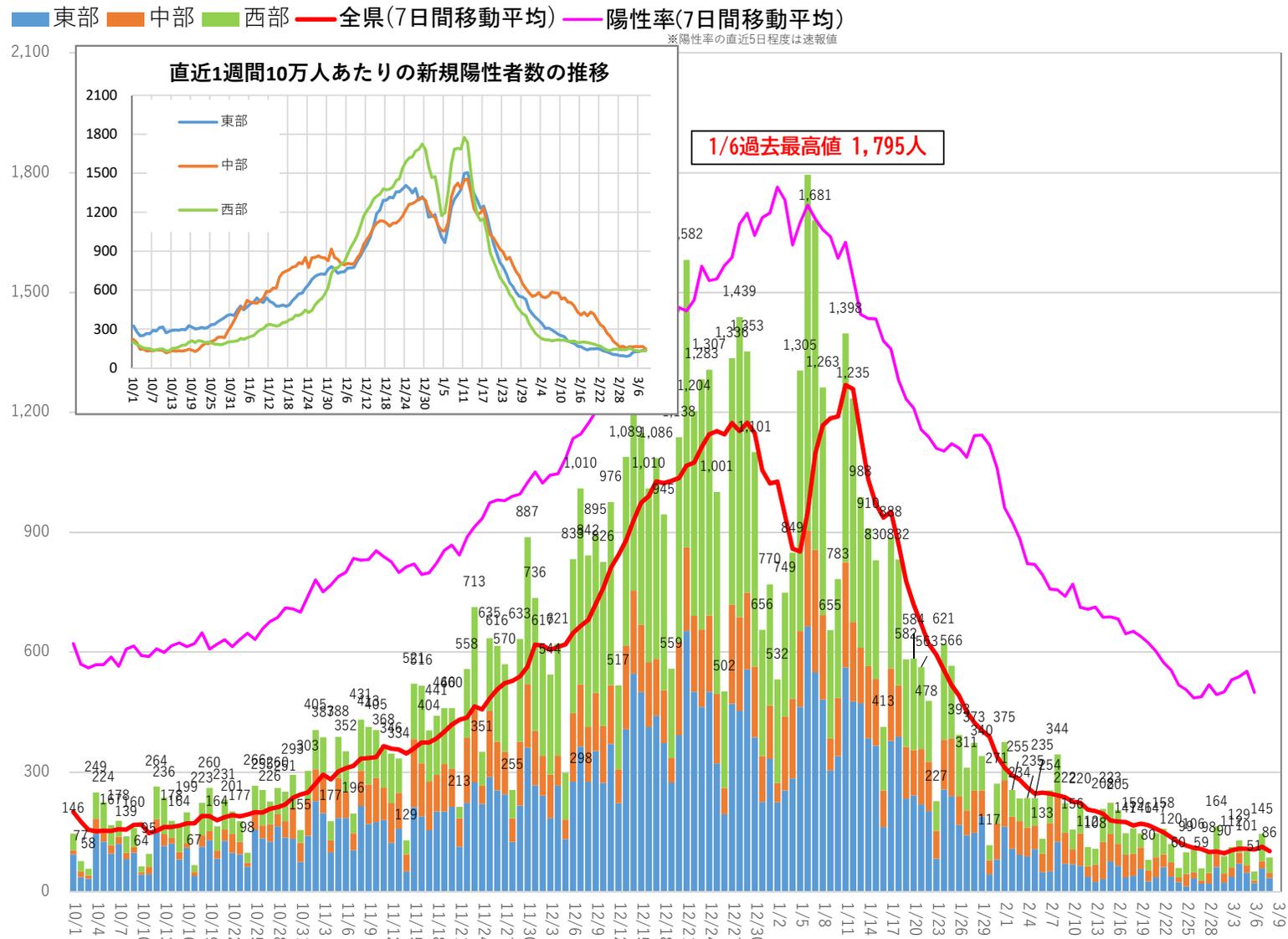


# 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チーム会議 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第416回） 合同会議

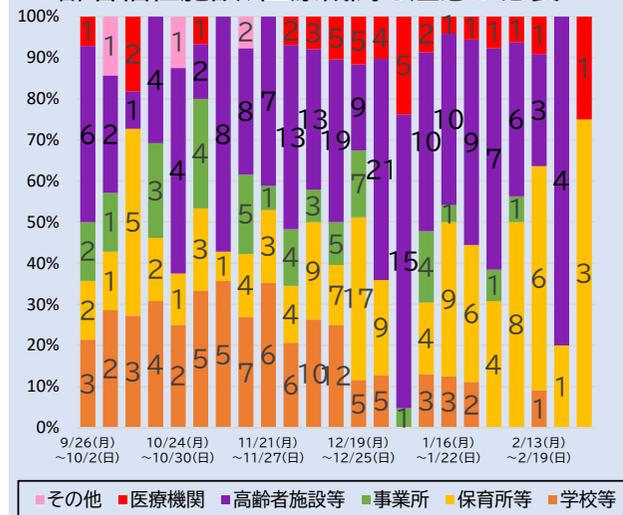
- 日時：令和5年3月9日（木）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所長  
〈専門家チーム委員〉【鳥取大学医学部】景山 誠二 教授  
【鳥取大学医学部】千酌 浩樹 教授  
【鳥取看護大学】 荒川 満枝 教授
- 議題：
  - （1）県内の感染状況について
  - （2）本県のマスク着用の考え方について
  - （3）その他

# 鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等

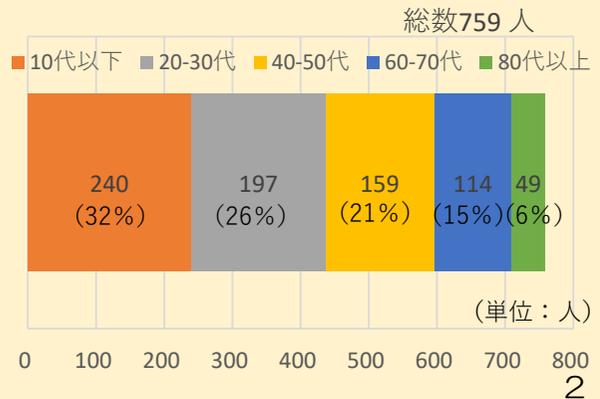


## 【最近のクラスター発生状況】

▶ 全体では減少傾向であるものの、保育所等でのクラスターは多く確認されており、高齢者福祉施設、医療機関も注意が必要



## 鳥取県の年代別感染者数(3/2~3/8)



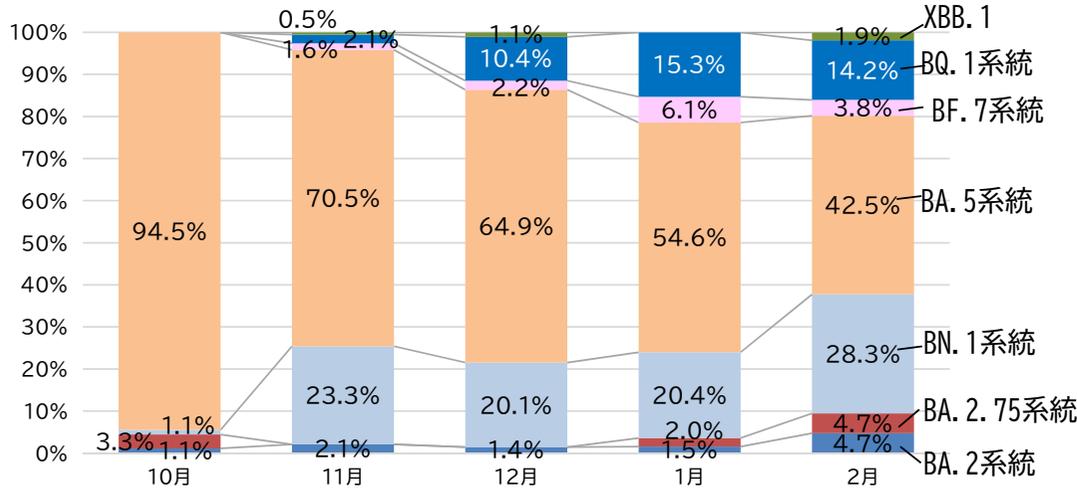
# 県内におけるオミクロン新系統の発生状況

○県内は、従来からのBA.5系統(BA.5.2、BA.5.2.1、BF.5等)の割合が引き続き減少傾向

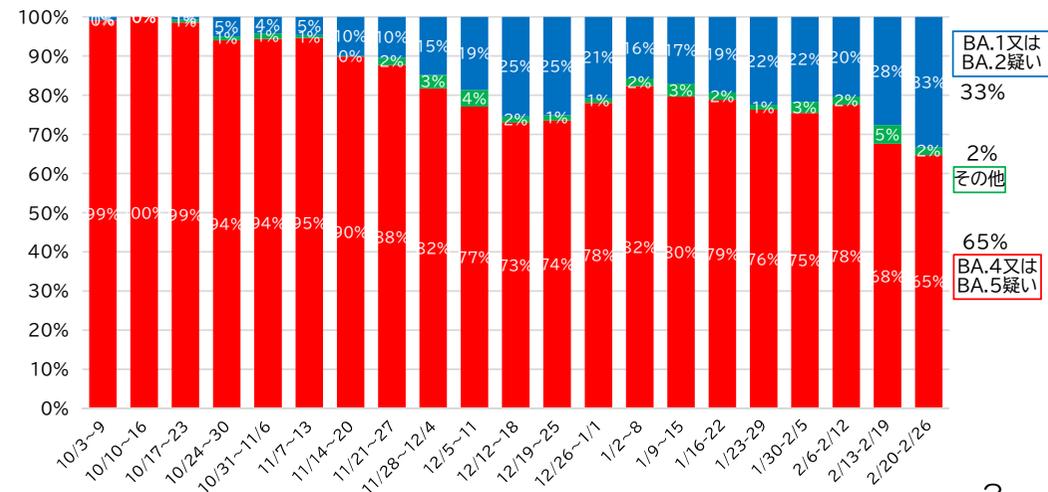
○一方、より免疫逃避能があると指摘される新系統(BN.1系統、BQ.1系統、BF.7系統等)の割合が増加傾向

- ・「BN.1系統(BA.2.75系統)」が11月以降増加:10月1.1%→11月23.3%→2月28.3%
- ・「BQ.1系統(BA.5.3系統)」が12月以降増加:11月2.1%→12月10.4%→2月14.2%
- ・「BF.7系統(BA.5.2.1系統)」も増加傾向:11月1.6%→2月3.8%
- ・「XBB系統」(BA.2.10系統とBA.2.75系統の組換え体)は11月に1件、2月に2件確認(いずれもXBB.1。XBB.1.5はこれまで検出なし)
- ・変異株スクリーニング検査は2月中旬以降、L452R陰性(BA.2系統疑い)の割合が増加傾向

【鳥取県】ゲノム解析結果の推移(割合)



【鳥取県】変異株スクリーニング結果の推移



# 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策ADB (R5.3.8)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいて、専門家から、これからの身近な感染対策として、一人ひとりが身に着けておくべき感染防止の「5つの基本」が示された。

## 感染防止の「5つの基本」

### ◆ 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診

- 職場や学校などは、体調不良による休暇等を取得しやすい環境を整備する
- 高齢者や持病のある重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

### ◆ その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

- マスクの着用は、他者を感染させない効果に次いで、自ら感染するリスクを下げる効果が認められる
- マスクの着脱は、地域の感染状況や周囲の状況、目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断する
- 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクを着用する

### ◆ 換気、密集・密接・密閉(三密)の回避は引き続き有効

- 特に不特定多数の人がいるところでは、換気、人との間隔を空ける、すいている時間帯や移動方法の選択、すいた時間の利用等により呼吸器感染症のリスクを下げられる

### ◆ 手洗いは日常の生活習慣に

- 食事の前、トイレの後、家に帰った時など、20秒以上かけて流水と石鹸で丁寧に洗う

### ◆ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

- 適切な生活習慣を理解して実行する
- 特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考に体調管理に気を付ける

## ● **マスクの着用は、場面に応じて適切に選択してください**

- マスクの着用は、他者を感染させない効果に次いで、自ら感染するリスクを下げる効果が認められます
- マスクの着脱は、地域の感染状況や周囲の状況、目の前にいる人の重症化リスクなどを考慮して判断しましょう
- 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでも着用ができるようにしてください(着用する際は「不織布マスク」を推奨)
- マスクの着脱を強いることがないよう、マスクを着ける人・着けない人とがお互いに尊重し合いましょう
- 着用しない場合も「咳エチケット」など基本的な感染対策を実践してください

## ● **医療機関や高齢者施設等ではマスクの着用を引き続きお願いします**

- 重症化リスクの高い方が多く利用する施設では、施設の着用ルールに従いましょう  
～マスク着用を引き続きお願いする場面～

### 医療機関の受診・訪問



受診、お見舞い、付添等で  
医療機関を訪問する時

### 高齢者施設等の訪問時



高齢者施設や障害者施設等を  
通所、面会、送迎・付添等で訪問する時

### 症状がある方、陽性の方 同居家族に陽性者がいる方等



外出を控え、通院等やむを得ず外出  
する際は、人混みを避け、マスクを着用

## ● **事業者・お店・イベント主催者等が、マスク着用を求める場合はご協力ください**

- 事業者の判断で利用者又は従業員にマスク着用を求めることは許容されており、一般に従業員が着用するケースが多い傾向です

(参考)業界別ガイドラインで示されている主なマスク着用を求める事例

- ・ 混雑した場面ではマスク着用が効果的であることを事前周知(ライブハウス)
- ・ 歌唱に際して十分な身体距離(1m以上)をとり、人と人が触れ合わない座席間隔をとるよう理解してもらう(カラオケボックス)
- ・ お客様と近い距離で一定時間以上対面してサービスを行う特性からスタッフは引き続きマスク着用を推奨(ネイルサロン)
- ・ スタッフはお客様との会話の機会が多く、客層に高齢者が多いことから、3月中はマスク着用を維持(遊技業)

- 飛沫感染やエアロゾル感染のリスク軽減のためには各場面の飛沫の濃度に注意することが重要であり、「感染状況」「混雑状況」「空間の広さ」「滞在時間」「換気状況」を考慮し、ガイドライン等を参考に効果的なマスク着用についてご検討をお願いします

### マスク着用が効果的な場面

- 狭い空間で換気が十分にできない場面
  - 大きな声を発する場面で、人との距離が確保できない場合
  - 普段一緒にいない人等と近い距離で一定時間以上、対面して会話等を行う場面  
(相手が高齢者などの重症化リスクの高い方※の場合は特に留意)
  - 通勤・通学時など混雑した列車やバスに乗車する時
  - 重症化リスクの高い方※が混雑した場所に行く場合  
(例えば人と人が触れ合わない距離を保つことはできない場所等)
- ※ マスクを着用すれば、インフルエンザや花粉症対策にも有効です



※高齢者、妊婦、基礎疾患（慢性呼吸器病、がん、心血管疾患等）を有する者

### まずはマスク着用の有無に関わらず、基本的な感染対策の励行

- ❗ 引き続き「密の回避」「人と人との距離の確保」「換気」「手洗い等の手指衛生」「咳エチケット」など基本的な感染対策の励行をお願いします。

※咳エチケット



袖で口・  
鼻を覆う



ティッシュ・  
ハンカチで  
口・鼻を覆う

# 業種別ガイドラインの見直し(3/13から適用)

国の「マスク着用の考え方の見直し」を踏まえ、県版ガイドラインを今週改訂します  
改訂後のガイドラインを参考にしながら適切な対策をお願いします

## ■マスク着用の考え方

○マスク着用は衛生対策としても有効です。それぞれの場面に応じて適切に選択しましょう。

○従業員に着用を求めることは、従業員の感染防止とお客様の安心・安全な利用につながります。

＜マスク着用を求める例＞

- ・一定時間以上の会話や近い距離での接客（理美容・エステ、商談等）

○店舗の状況に応じて、利用者へ着用を呼びかけることも推奨されます。

＜マスク着用を呼びかける例＞

- ・換気が十分にできない
- ・混雑した場所や大声を出す場面（カラオケ、ライブハウス等）

○マスク着用の考え方など  
お店の感染予防対策の  
掲示をお願いします

新型コロナウイルスの  
感染予防対策にご協力ください

令和5年3月13日から

マスク着用は場面に応じて適切に選択してください

マスク着用を呼びかける場合は

ご協力をお願いします

- ・換気が十分にできない場面
- ・混雑した場面
- ・大声を出す場面
- ・重症化リスクの高い方がいる場面 など

咳エチケットを実践しましょう



衛生的にも有効

入店するとき



→体調が悪い場合は、来店を控えましょう

→手洗い・手指消毒にご協力ください

換気の確保



→店内は、定期的に換気を行います

※換気扇や窓開放による換気を徹底

食事のとき



→斜め向かいに座る、パーティションを設置するなど、フィジカルディスタンスを確保しましょう

→大声は控えましょう

## ■基本的な感染対策の継続

○座席間隔の確保

パーティション設置 または  
座席間を1m以上確保

○グループ間の間隔の確保

○換気

（常時換気、2方向の窓換気）

○体調の管理

○手指の消毒

○咳エチケット



2/13からお客様の連絡先の  
把握は不要としています

# 保育施設等におけるマスク着用の見直しについて

## 【現場の声に基づく考え方】

現場での意見を踏まえ、年度内は従来どおりの扱いとし、新年度以降はマスク着用はその場に応じて適切に選択してください。

【3月31日まで】従来の取扱いのとおりとするが、保護者や施設の判断でマスクを外すことも可能とする

- ・2歳未満児 着けない
- ・2歳児、3歳以上児 発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用

### 【卒園式の扱い】

- ・マスクを外して実施する場合は、適切な距離の確保や発声を可能な限り控えるなど感染対策を十分に徹底。
- ・園歌の合唱時に感染防止対策を優先すべきと判断した場合は、マスク着用などを講ずること。
- ・来賓や保護者に対してはマスク着用を求めること。

【4月1日以降】マスク着用はその場に応じて適切に選択してください

- ・ただし、感染のリスクが比較的高い活動時（園児による合唱、密集する運動等）においては、手指消毒等基本的な感染対策を実施する他、常時換気を行う、向かい合っでの歌唱は控える、園児同士の距離の確保等の対策を行うことを求める。
- ・園外活動において、重症化リスクが高い施設（高齢者施設等）を訪問する場合にはマスク着用を推奨する。
- ・感染不安を抱き、マスク着用を希望する子どもや保護者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。

## 【政府のマスク着用の考え方の見直しの概要】

・厚労省(保育所) ・内閣府(認定こども園)	3月13日から	・2歳未満児はマスク着用を奨めない ・2歳以上児もマスク着用を求めない	※感染不安から引き続きマスク着用を希望する者に対して、意に反してマスクを外すことを強いることがないよう配慮が必要
・文科省(幼稚園)	4月1日から	・マスク着用を求めない	

# 県庁におけるマスク着用の考え方

**県庁職員は、来庁される県民への配慮や職場の衛生管理のため、原則として勤務中はマスクを着用する**

※他職員や県民と接触がない環境や、屋外で一定距離を確保できる場合に限り、着用は不要

来庁者の皆様へ

その場の状況に即して適切なマスクの着脱をお願いします  
職員がマスク着用を呼びかける場合は、ご協力をお願いします

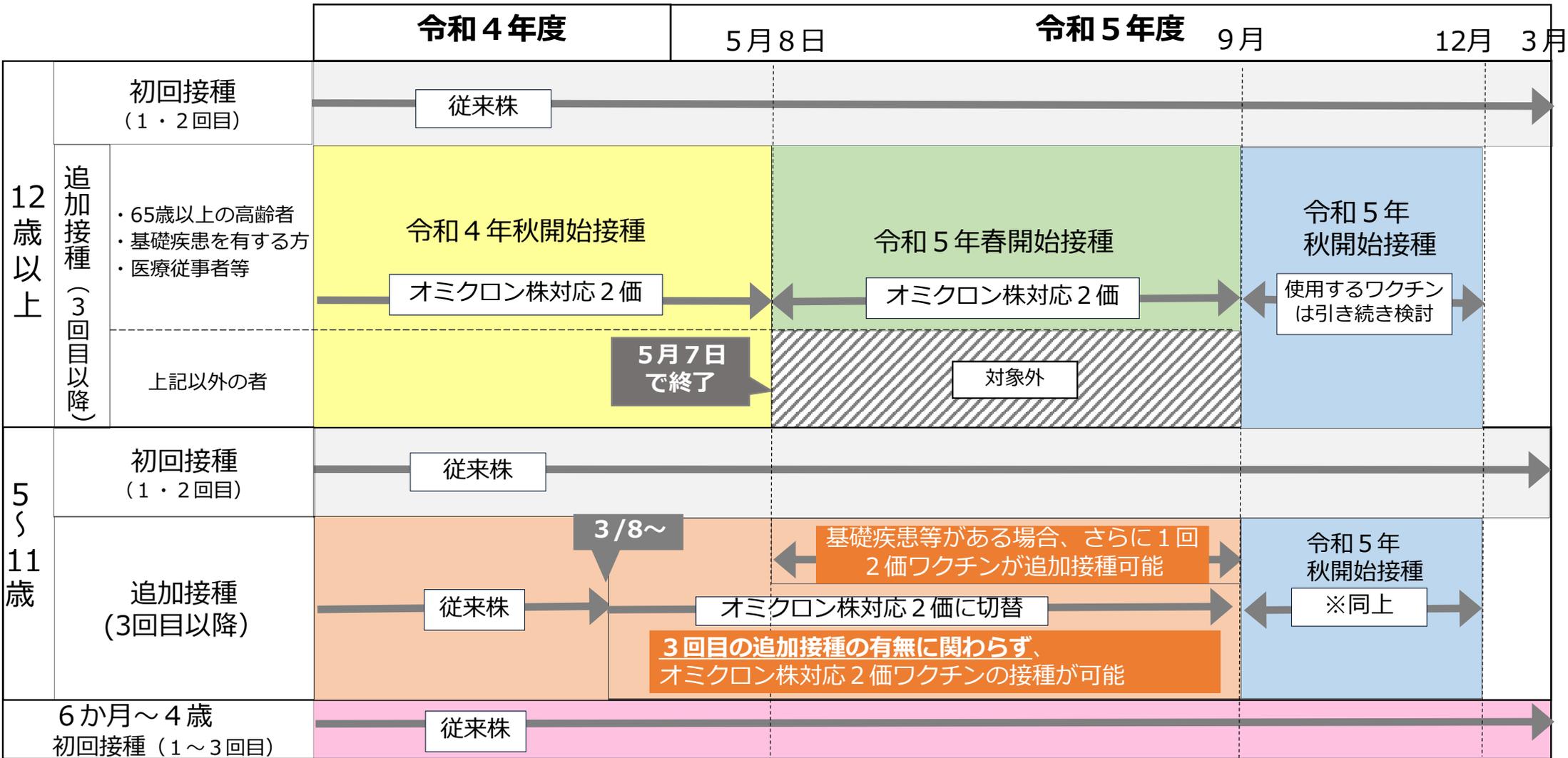


**過去の庁内のクラスター（職員の集団感染）発生の要因を踏まえて、引き続き庁内の感染防止対策を徹底**

## **基本的な感染予防対策の徹底**

- ①体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする
- ②その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ③換気、三密（密集、密接、密閉）を回避
- ④手洗いを引き続き日常の習慣に
- ⑤適度な運動、食事などの生活習慣で健康的な体調管理

# 令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種のイメージ



※令和5年度中（令和6年3月31日まで）は引き続き自己負担なし

# 健やかに春を迎えるため、できるだけ速やかにワクチン接種を！

引っ越しや入学式など各種行事やイベントが増える春の季節は人の流れが増加し、感染の危険性が高まります。感染・重症化予防のため、ワクチン接種がお済みでない方はできるだけ速やかな接種をお願いします！

令和4年秋に開始された12歳以上のオミクロン株対応ワクチンの接種は5/7に終了します。

オミクロン対応ワクチン未接種の方は、早めの接種をお願いします。

※市町村集団接種会場についてはお住まいの市町村にお問い合わせください

## 県営接種会場(3月分)

(12歳以上・オミクロン株対応)



<東部> ■トリニティモール 10(金),11(土),17(金),18(土),24(金),25(土)

■保健事業団本部 10(金),13(月),17(金),20(月)

■新日本海新聞本社 25(土)

<中部> ■倉吉シティホテル 17(金),18(土)

<西部> ■イオンモール日吉津 10(金),11(土),17(金),18(土),24(金),25(土)

■米子しんまち天満屋 11(土)

# 小児へのオミクロン対応ワクチンの接種が始まりました！

小児(5~11歳)ワクチンは、3月8日から、より効果の高いオミクロン株対応ワクチンの接種が開始。

※初回(1、2回接種)完了者全員が対象

本県には3月10日の4市を皮切りに順次供給され、小児科医等での個別接種が開始。

県営接種会場(イオンモール日吉津)においても、3月12日(日)以降、接種可能。

## 県営接種会場(3月分)

(小児・オミクロン株対応)

■イオンモール日吉津 12(日),19(日),26(日)



# 「ウェルカニとっとり得々割」を6月末まで延長

従来の3月末までに加えて、4月1日宿泊分から6月30日宿泊分までを「ウェルカニとっとり得々割」の対象とします。

- 対象期間:令和5年**6月30日(金)宿泊分**まで
- 3月13日(月)**から受付開始。
- GW期間(4月29日(土)宿泊分～5月7日(日)宿泊分)**は対象外。
- ご利用の際は各宿泊施設、旅行会社へお問い合わせください。
- 各宿泊施設、旅行会社の割当予算がなくなり次第、終了します。

割引内容	区 分		割引率	上限額
	交通付き宿泊旅行商品		20%	5千円
	交通なし宿泊旅行商品、日帰り旅行商品			3千円
クーポン		旅行代金	クーポン額	
	平日	3千円以上	2千円	
	休日	2千円以上	1千円	
利用期限： <b>7月1日(土)</b> まで ※紙クーポンとして利用する場合はチェックアウト日(旅行終了日)まで ※スマホ等へ取得した電子観光クーポンは全て7月1日まで利用可能				
要件	○ワクチン3回接種証明又は陰性の検査結果通知 ○対象の宿泊施設、クーポン利用可能店は感染対策が徹底されている施設に限られます。			

# 特措法第24条第9項に基づく要請

(地域: 県内全域、期間R5.3.13~5.7)

3月13日からマスク着用の考え方が見直されますが、ウイルスが無くなったわけではなく、また、新規陽性者数の下げ止まり傾向が見られるなど予断を許さない状況ですので、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## ■ 場面に応じた適切なマスク着用への協力を

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため以下の場面では引き続きマスク着用をお願いします

- 医療機関の受診・訪問時及び高齢者施設等の訪問時
- 事業者、お店、イベント主催者等から着用を求められた時
- 症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は外出を控え、通院等やむを得ず外出する際は人混みを避け、マスクを着用

## ■ 基本的な感染対策の徹底を

- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- エアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

## ■ お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検(当面3月31日まで)
- 歓送迎会などの会食の際は、感染対策が徹底されたお店を利用
- 人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意
- 症状がある場合は、出勤や登校を控えるとともに、必要に応じ医療機関を受診

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

いずれの判断指標も「レベル2」の水準未満となっているものの、新規陽性者数や最大確保病床使用率が下げ止まっていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

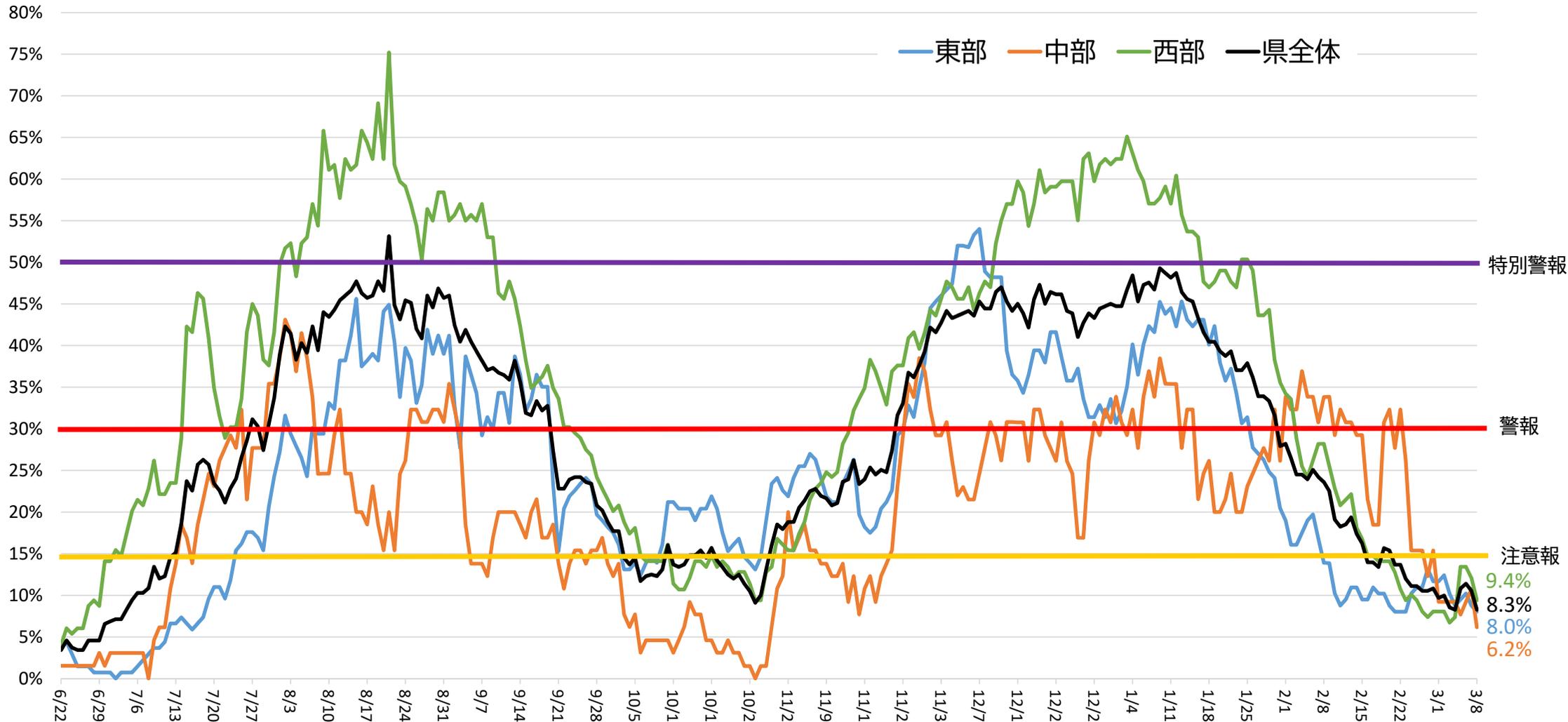
3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (3月8日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	136.4人 (755人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	8.3% (29/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床) <small>コロナ重症者数0人 (※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(3月8日速報値)
PCR陽性率(直近1週間)	14.2% (755人/5,325件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる  
(ICU に入室 又は 人工呼吸器が必要な者)

# 病床使用率の推移



## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**マスク着用が推奨される効果的な場面においても、障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等により、マスク着用が推奨される効果的な場面であっても、マスクをつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392